

2008年度  
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学未修者）  
特 別 入 試

論 文 問 題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません

## 【論文 問題】

2 ページからの文章を読んで、次の設問に答えなさい。

### <設問>

1. 寛容についての筆者の考え方の骨子を150字程度で述べなさい。
2. この文章の内容を1, 200字程度で要約しなさい。
3. 寛容についての筆者のような考え方からは、「不寛容が社会的不安や混乱をもたらす」という寛容の主張と、「異質な他者を寛く受け容れることこそが、社会的不安や混乱をもたらす原因である」という不寛容の主張との伝統的な論争に対してどのような姿勢をとることになるか、また、そのような姿勢は現代的諸条件のもとで適切と考えられるかどうか、600字程度で論評しなさい。

(注) 設問1は解答用紙〈1〉に、設問2は解答用紙〈1〉と〈2〉に、設問3は解答用紙〈3〉に答えなさい。

寛容について、これまでの議論を振り返ってみたときに、なにか欠けているものがあると私は感じています。それは二つあります。ひとつは、これまでの議論が、主に、権力行使の正当化という文脈で寛容を論じてきたということです。いわば上からの公共性という観点から寛容を論じてきたのであり、その結果、下からの公共性という観点からの寛容の議論が不十分であったということです。

例えば、先述したヒュームの『イングランド史』における宗教的寛容をめぐる議論は、カトリックやプロテスタントという特定の宗教勢力と結びついた当時の国家権力ないし統一的権力が、対抗する宗教勢力にどう対処するかをめぐってのものでした。また、現代のリベラリズムの寛容論でよく引用される J・S・ミルの自由の原理も、危害原理 harm principle として、国家の権力行使の正当化根拠と考えられています。ミルは『自由論』の中で、「人類が、ある人の行動の自由に正当に干渉できるのは、自己防衛という理由に限られる。つまり、その人の行動が他人に危害を与えるからという理由である。本人のためだからという理由ではその人の自由を制限することを正当化できない」という趣旨のことを述べています。このミルの議論は、冒頭の人類という言葉の中立的な国家と言い換えて、「中立的な国家が、市民の行動の自由に正当に介入できる（不寛容でありうる）のは、その行動が他の市民に危害を与えるからという理由のみである。本人のためだからという理由では、国家の介入を正当化することはできない」と解釈されるのです。

これに対して、下からの公共性という観点から寛容を考えると、多文化状況における他者とのコミュニケーションに必要な精神的な態度として、寛容を考えるということです。この場合、寛容とは、公共的な権力が個人ないし社会集団（マイノリティ）に対して発揮するというよりは、力の優劣の差があるとはいえ、対等な個人や集団の間でお互いに発揮されるものです。それは、権力の正当化根拠ではなく、お互い（の誤まり）を許し合うバランス感覚です。これを私は、試行錯誤における寛容と呼んでいます。寛容のこの側面の考察が、これまでの議論には欠けていたように思います。

これまでの議論に欠けていたもうひとつのことは、いま述べたことと関連しているのですが、他者とのコミュニケーションという文脈で寛容が論じられる場合でも、それはお互い他者を他者として、相互に自律性を尊重するというで止まってしまう。お互いに他者に働きかけることによってお互いが変わってゆく、相互変容という発想が見られないということです。

このことを象徴的に示しているのは、二十世紀を代表する哲学者の一人であるアイザイア・バーリン (Isaiah Berlin, 1909-1997) の議論です。彼は、J・S・ミルの『自由論』に示された寛容の観念を念頭に置きながら、自律と多様性の相互尊重としての寛容について、次のように説明しています。

寛容とはある種の無視・不敬というものを含んでいる……他人の信仰や行動が非合理で愚かなものであると考えてはいるが、それでもそれらのものを容認する、といったことですが、ミルもおそらくこれに同意したでありましょう。…… [ミルは] 他人の意見を理解し容認するようには言いましたが、他人の意見を尊敬するなどということ求めたりはしませんでした。……〈理解する〉ことは必ずしも〈許す〉ことにはなりません。情熱や憎悪を込めて議論し、攻撃し、拒否し、排斥しても一向に構わないのです。がしかし、抑圧したり黙らしたりしてはいけません。それは悪しきものも善

きものも破壊してしまうからであり、集団的な精神的知的自殺と等しいことになって  
しまうからであります（バーリン 四一一～四二二頁）。

バーリンによれば、寛容とは、自分の信念を保持し主張しながら、他者への偏見を抱きつ  
つ、同時に他者という存在を承認するといった複雑な要素が入り混じった精神的態度です。  
自分の信念、他者への偏見、他者の承認という三つの心理の混合物なのです。

しかし、ここでひとつの疑問が生じます。すなわち、相互尊重といってもそれは相互無  
関心ということではないのかという疑問です。もちろんバーリン自身の主張は、相互無関  
心を説くものではありません。むしろ、自分が強い信念を持っているからこそ、他者への  
偏見や反感を抱き、しかもなお他者という存在を承認するという積極的な姿勢を、われわ  
れに求めています。しかし人間は果たして、このような複雑で緊張関係を内に含んだ心理  
状態に長く耐えることができるのか。結局は、この緊張に耐えきれずに、しかし表立った  
争いを回避するために、相互無関心という道を選ばざるをえないのではないのか。

ここで指摘した二つの論点、「試行錯誤における寛容」および「相互尊重と相互変容」  
という論点は、これまでの寛容論にはあまり見られないものです。その理由は、寛容が、  
従来、「介入しない」という意味で消極的な価値としてか、または、本当は好ましくない  
けれども必要なもの、必要悪として、取り扱われる傾向が強かったからです。

これに対して本書の立場は、公共哲学の中に寛容をより積極的に位置づけようとするも  
のです。寛容は、公共精神そのものではないけれども、公共精神の生成変化をうながす触  
媒として、公共精神に密接に関わるものであると考えます。それによって、公共精神のい  
わば構造転換が可能になると考えるのです。「試行錯誤における寛容」および「相互尊重  
と相互変容」という論点は、そのための導入部ともいべきものです。そこで以下、これ  
らの論点について、もう少し論じてみましょう。

寛容は、利害の対立するジレンマ状況において、一回きりの応酬で発揮されるものでは  
なく、試行錯誤を伴う継続的なコミュニケーションの中で発揮されるものです。この意味  
で、寛容はある種の習慣づけを含んでいます。ただしそれは、同じことの繰り返しという  
意味での習慣づけではなく、試行錯誤のなかで「勝ったり負けたり」を繰り返し経験し、  
そのプロセスの中で、寛容という資質を身に付けるということです。つまり寛容とは、「勝  
ったり負けたり」の習慣づけから生まれるのです。

例えばわれわれは、社会の様々な利害の対立に、民主的な選挙や議論によって、また市  
場における競争によって、対処しています。きちんと選挙や議論をして、あるいはしっかりと競争をして、物事に対処すれば、お互いにより良い結果が得られる。少なくとも、互  
いにいがみあったり足を引っ張りあったりしているよりは、ずっと良い結果が生まれる。  
この意味で、民主的な選挙や議論、そして市場における競争は、自由社会の協力の形です。  
しかし、きちんと選挙や議論をしたり、しっかりと競争することは、決して簡単ではありません。そのためには、「勝っておごらず、負けてくさらず」という資質を、「勝ったり  
負けたり」の繰り返しによって、習慣づける必要があります。

民主主義における「勝ったり負けたり」の習慣づけについて考えてみると、たとえば与  
党と野党が選挙し議論をする。あるときは与党が勝ちを占め、またあるときは野党が勝ち  
を占める。そして、野党が与党になり与党は野党になるというように、政権交代が行われ  
る。こうした政権交代が繰り返し行われて、民主主義の「勝ったり負けたり」が習慣づけ

られると、われわれの社会に寛容な民主主義が根づくことになります。

しかし、こうした習慣づけや寛容な民主主義が容易でないことは、日本の民主主義の経験からも明らかです。ただ、日本の民主主義に政権交代が（ほとんど）見られないということは、日本の民主主義が不寛容であるということを経験するわけでもありません。世界の様々な民主主義を見れば、選挙の度ごとにテロリズムや不正が横行したり、政権交代がクーデターを誘発するといった例は珍しくありませんし、このことは、民主主義の先進地である欧米諸国においても例外ではありません。日本の民主主義の寛容さは、与党と野党の政治的妥協の習慣づけによって、テロリズムやクーデターが回避されてきたところに求められるべきでしょう。その上で、日本の民主主義に政権交代が根づけば、日本の民主主義は、より一層寛容な民主主義に近づくことになります。

また、市場における「勝ったり負けたり」の習慣づけについて考えてみると、企業と企業が競争する。あるときはAという企業が収益を伸ばし、またあるときはBという別の企業が市場において優勢となる。従来は、ある企業がいったん市場において優勢になると、その企業はますます有利になり、他の企業を圧迫して独占化が進むと考えられたこともありました。現在では必ずしもそのように考えられていません。

むしろ、Aという企業がある商品によって収益を伸ばしている場合、そのことは別の企業にとっては、その商品よりも価格や性能の面でより優れた商品を開発するチャンスが与えられていることを意味します。つまり、Aという企業は、いわば当面の勝負において勝者となることによって、手の内をさらしているのであり、次の勝負においてハンディを背負うことになるのです。特に、自由競争のようにいわゆる新規参入の自由が認められている状況においては、既存の発想にとらわれている企業だけでなく、まったく新しい発想と商品開発力を持った企業が参入してくる可能性が常に存在するわけですから、現在の勝ち組であるAという企業が背負っているハンディもそれだけ大きいものとなります。

このことは、より純粋な形で競争が行われるスポーツ競技を考えれば、より一層明らかです。どんな競技でも、常に勝者であり続けることは難しい。その理由は、勝者が、彼の弱点を突こうとする競争相手の圧力に、絶えずさらされるからです。

こうして、自由競争と新規参入の自由によって企業の間で「勝ったり負けたり」が習慣づけられると、われわれの社会に寛容な市場経済が根づくことになります。しかし、寛容な市場経済は、寛容な民主主義よりも難しいかもしれません。というのも、われわれは、経済的な利害が絡むと、武力に訴えたり政治権力を利用して、既得権益を確保しようとするからです。このことは、現代の世界経済において、既得権益擁護がいかに多くの経済的な利害対立を生み出し、その解決のために、いかにしばしば武力や政治権力の介入が求められてきたかを考えればわかるでしょう。世界がいま、基本的に自由経済の方向に進んでいるということは間違いのないとしても、それが弱肉強食的な経済ではなく、寛容な市場経済へと発展するためには、各国の経済競争において「勝ったり負けたり」の習慣づけが根づき、既得権益擁護のために武力や政治権力に訴えるのではなく、フェアな競争が行われる必要があるのです。

「なぜ相互尊重が相互無関心に陥らざるをえないのか。相互尊重の観念には、他者という存在についての強い前提が含まれているのではないか。問題は、相互尊重という考え方にあるのではなく、他者という概念にあるのではないか」。これは、先に述べたパーリンに限らず、一般に欧米における寛容の概念を考えると、必ずといっていいほど突き当

たる疑問です。

例えば、『テロルの時代と哲学の使命』（二〇〇三年）という本があります。これは、9・11の同時多発テロの後の世界情勢について、ユルゲン・ハーバーマスとジャック・デリダ（Jacques Derrida, 1930-）という現代を代表する哲学者が、それぞれインタビューに答えて発言しているものです。彼らはそれぞれ寛容についても発言していて、寛容をどう評価するかについては、彼らの哲学的な立場の違いを反映して、まったく異なるのですが、しかし、寛容という概念そのものについては共通の認識を持っています。つまり、寛容というのは、異質な他者を、彼らの文化的あるいは道徳的な内容に触れずに、どう許容するかに関わるものなのです。

ハーバーマスは、寛容を肯定する立場から、次のように主張します。われわれは異質な他者として、「対話」を通じてお互いのパースペクティブ（ものの見方）の交換を行うことによって、「地平の融合」すなわち「憲法の原理」を見だし、この共通の基準によって、他の人々の信念を、その真理を受容することなしに、また他の生活様式を、その内在的価値を評価することなしに、寛容に扱うことができる。これに対して、デリダは、寛容を否定する立場から、次のように主張しています。寛容は優越感に立脚する許容であり、優越的な立場にあるものが、次のように述べていい顔をしているにすぎない。「私はお前に居させてやっているのだ。お前は我慢ならないものではない。私の家の中にお前の席を残してやってもいい。だがここが私の家だということを忘れるな」。そしてここからデリダが引き出す結論は、不寛容とは正反対の、他者を（自分とは異質な存在として）純粋かつ無条件に歓待することです（ハーバーマス&デリダ 六一～六二頁、一九七～一九九頁）。

ここに見られるように、欧米の寛容の観念には、異質な他者あるいは自分と他者の間の差異についての明確な意識があります。もう一つ例を挙げるならば、現代アメリカを代表する政治哲学者の一人であるマイケル・ウォルツァー（Michael Walzer, 1935-）が、『寛容について』（一九九七年）という本のなかで、次のように述べています。すなわち、寛容とは差異の寛容であり、文化的宗教的および生活様式の上での差異を、寛容に受け入れることである。

彼は、この差異の寛容の可能性について五つのものを挙げています。ひとつは、異なるもの同士の殺し合いの果ての疲労困憊から生じる寛容、次に、差異に対する無関心としての寛容、その次は、いわば相互性の原理に基づく差異の認知・承認であり、さらには、差異への好奇心としての寛容であり、最後に、差異の熱狂的な是認としての寛容です（ウォルツァー 二五～二六頁）。

注目すべきことは、この疲労困憊、無関心、原理的（嫌々ながらの）承認、好奇心、熱狂という寛容の五つの態様が、いずれも他者の差異性を、ネガティブにであれポジティブにであれ、自分に関わりないものとみなすことによって成り立つという点です。最初の三つの態様、すなわち、殺し合いの果ての疲労困憊、無関心、いやいやながらの承認がそうであることはすぐわかります。そして、一見前向きに見える好奇心や熱狂も、自分にはないものを持っている他者の肯定であり称賛であるに過ぎません。熱狂はデリダの絶対的かつ無条件の歓待に近いものでしょう。他者を熱狂的に肯定し称賛した（絶対的かつ無条件に歓待した）その先に、自分にはないものを他者から取り入れ、それによって自分が変わってゆく（同様に、他者がなにかを自分から取り入れ、それによって他者が変わってゆく）という過程は、含まれていないのです。

欧米の寛容の観念には個人であれ集団であれ、自分あるいは自分たちは、彼（彼女）あるいは彼らたちとは違うという強い自覚が含まれています。しかし、これでは相互理解にならないのではないか。お互いに違うということを理解するだけで、お互いの意見や考えを理解することにはならないのではないか。そうではなく、多文化的な利害対立の状況の中で、当事者が互いに勇気や好奇心を発揮して、互いに協力し、その繰り返しの中からなにか新しいものを生み出し、そうした過程を通じてお互いの価値観や考え方が変容していく。寛容を、こうした協力と相互変容のプロセスと考えることはできないものか。

下世話な言い方をすれば、欧米の寛容の観念は頑固なのです。それは、差異についての強烈な意識を含んでいます。その起源は、ひとつにはキリスト教という一神教の伝統における唯一神への絶対的な信仰であり、もうひとつは、特に近代以降の合理主義的な個人主義という考え方でしょう。それはよくいえば自律ということであり、悪くいえば容易には変わらない頑固さということです。寛容とは、差異とぶつかったときにその差異にどう対処するかということであり、かつそこまでで止まるのであり、その先の、差異をどう受け入れ、それによって他者とどう折り合いをつけ、自分がどう変わっていくかという問いは、それはもはや寛容論を越えたことであり、それは例えば、公正とかフェアなルールの問題なのです。

しかし、現代世界における欧米とイスラムのいわゆる一神教的な正義の対立の激化や南北問題の深刻さが、公正について深刻な疑念を生み出していること、そしてそこからテロリズムなどの様々な不寛容が生じていることを考えると、寛容は他者性の認識であり、その先は公正やフェアなルールの問題であると主張することは、不寛容を再生産するだけになってしまうのではないか。このような疑念をぬぐうことはできません。むしろ寛容の観念をより積極的に、他者性の認識だけでなく、その先の、協力と相互変容のプロセスを含むものとして考えることはできないのか。そう考えることができれば、現代世界に生じている他者性の認識と不寛容の悪循環を断ち切る糸口を見いだすことができるのではないかと思います。

桂木隆夫著『公共哲学とはなんだろう』（勁草書房、2005年）より抜粋